

## 小牧市都市計画マスタープランの改定について

### 1. 都市計画マスタープランとは

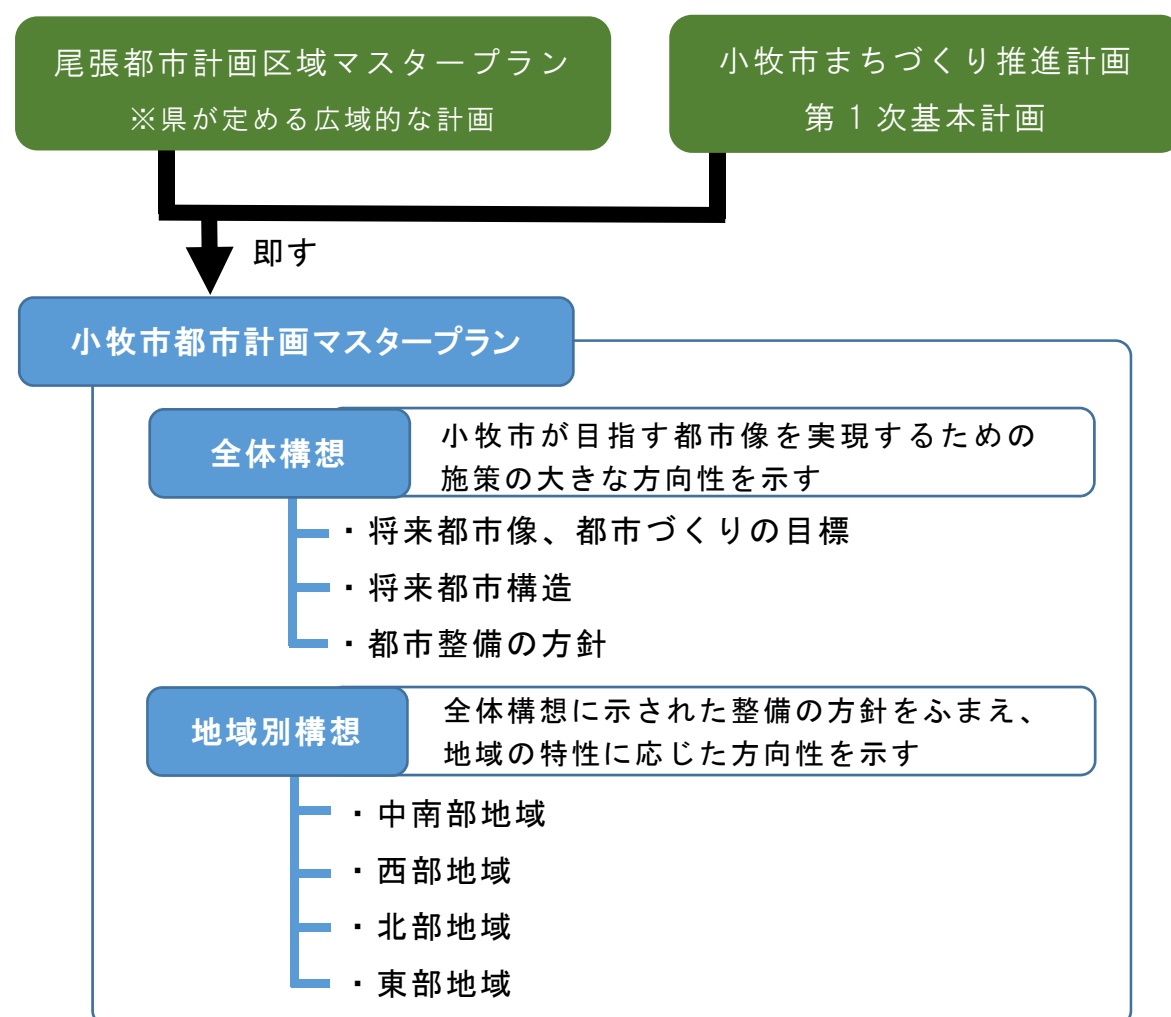
#### (1) 目的と役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定めるものです。

#### (2) 計画期間

計画策定（2020 年 2 月）から概ね 10 年後である 2030 年を目標年次としています。

#### (3) 計画の位置づけと構成



### 3. 計画の改定について

#### (1) 趣旨

東部地域のうち桃花台地区における用途地域の変更や産業候補地区等の見直しを検討するとともに、現行の小牧市都市計画マスタープラン策定から令和7年で5年が経過するため中間見直しを行う。

#### (2) 改定の概要

- 桃花台地区及び産業候補地区等の土地利用見直し [R 5]
  - 桃花台地区内の用途地域及び地区計画等の変更や、まちの活力につながる産業候補地区の見直し等の土地利用について検討します。
- 都市計画マスタープランの見直し [R 5] [R 6]
  - 上記検討に基づき、2ヶ年をかけて、都市計画マスタープランの見直しを行います。
- 都市計画決定 [R 7以降]
  - 用途地域や地区計画等の見直しにより、必要となる都市計画決定を行います。

#### (3) 改定体制

関係機関と連携・調整を図りながら、計画改定を進めます。

